

# 大阪府エイズ対策基本方針（第三版）一部改定の概要

参考資料1



## 大阪府エイズ対策基本方針」とは

- 「大阪府感染症予防計画」を補完する方針
- 平成30年1月に、国が改正した「後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、府の課題を明確にし、特に政策的な方策をまとめたもの

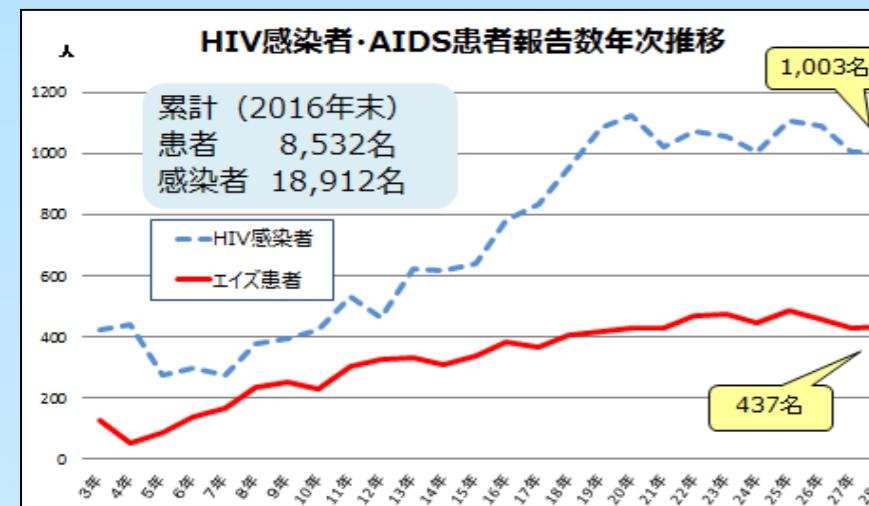
## 一部改定にあたっての基本的な考え方

- 前回改定した方針を踏襲し、今回一部改定を行う  
(参考：平成8年初版作成、平成23年度全部改定)

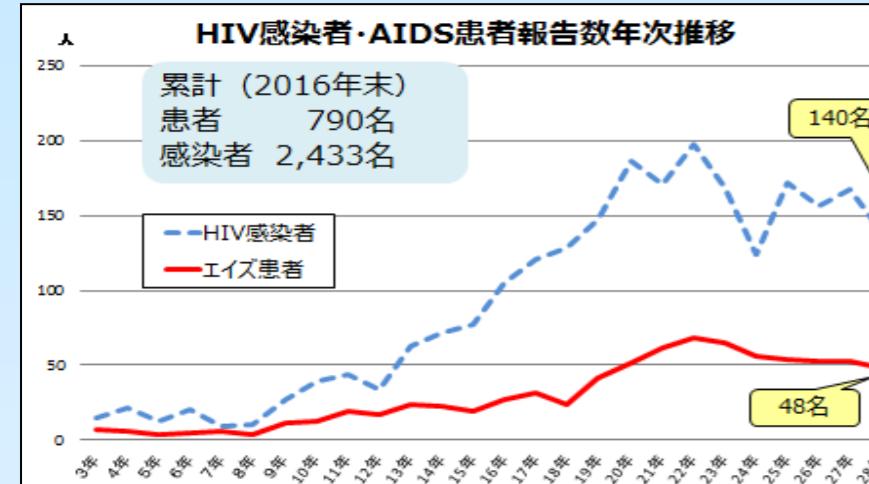
## HIV感染症・エイズの発生状況

全国及び大阪府とも高止まりの状況

<全国>



<大阪府>



## 大阪府における主な課題

### HIV感染者／エイズ患者の報告数は依然高止まり

- HIV感染者のうち、20～30歳代が約67%  
⇒ 特に若者に予防対策が十分浸透していない
- HIV感染者の77%は、男性同性間の性的接触  
⇒ MSM（男性同性間性的接触）に重点化した対策が不可欠
- いきなりエイズの割合（※）は依然25%前後を推移  
※HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合  
⇒ HIV感染時点で発見できない層が一定存在
- 異性間性的接触による感染が増加（平成28年 エイズ患者報告数）  
⇒ 今後、女性の患者が増える懸念あり
- 献血者に係るHIV陽性率は全国平均を上回る

→ 予防のための正確な知識の普及が必要！  
→ 検査利用機会拡大と早期発見・治療が必要！

### 治療の進歩による慢性疾患への転換

- 療養の長期化と患者の高齢化  
⇒ 介護・医療の需要がさらに増加する見込
- 「死の病」から「慢性疾患」へ転換  
⇒ 理解が浸透せず、就労・医療・福祉に影響



→ 長期療養の環境整備が必要！  
→ 偏見差別防止の十分な普及啓発が必要！



大阪HIV/エイズキャンペーン  
キャラクター

## 基本方針の一部改定のポイント

### 改定ポイント

#### 1. 府の実状に即したHIV感染の予防及び蔓延防止のための施策

①感染予防のためのコンドームの適切な使用等、正しい知識の普及	教育従事者向け性感染症講習会の実施、エイズ予防週間実行委員会によるイベント啓発
②医療・介護従事者等に対する標準感染予防策の教育推進	地域医療体制構築事業、高齢者等介護施設向けHIV/AIDS研修等の実施
③他の性感染症（梅毒など）との同時検査の実施	府内HIV検査場での梅毒検査実施の推進
④ケアカスケードの評価に資する疫学調査・研究の協力【新規】	研修会等におけるケアカスケードの理解促進

#### 2. 医療提供体制の確保のための施策

①エイズ拠点病院への患者集中の緩和	地域医療体制構築事業、歯科診療連携体制構築事業の実施等を通じたHIV感染者・エイズ患者が地域で安心して治療を受けられる取組みの推進
②透析治療等、合併症・併発症に係る医療機関の連携強化	
③各種拠点病院と地域の病院、介護・福祉事業所等の連携構築	
④介護・福祉サービスを一体的に提供できる地域での体制整備	高齢者等介護施設向けHIV/AIDS研修の実施等を通じた受入施設の拡充

#### 3. その他

①関係機関や企業等への継続した人権啓発を推進	商工労働部や福祉部と連携した人権啓発の実施
------------------------	-----------------------